

訴えの提起の件（差押債権の取立て）

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

取立金請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 東京都千代田区神田錦町1丁目14番地11

ファーストインベスターズ株式会社

代表取締役 齋藤 和広

3 訴えを提起する裁判所

東京地方裁判所

4 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対して、金57,006,724円及びこれに対する平成25年3月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え

(2) 訴訟費用は被告の負担とする

との判決及び(1)につき仮執行宣言を求める。

5 訴え提起の理由

セントラル企画株式会社は、平成24年度の市民税・道民税及び平成24年度から平成27年度までの固定資産税・都市計画税計10,022,900円を滞納し、また、同社関係者である札幌市東区在住者は、平成24年度から平成27年度までの固定資産税・都市計画税計3,063,022円を滞納している。

本市は、平成25年7月19日以降、これらの滞納税及びこれに係る延滞金を

徴収するため、これらの者がファーストインベスターズ株式会社（以下「ファースト」という。）に対して有する株式譲渡契約代金（57,006,724円）の支払請求権（以下「本件差押債権」という。）について差押処分を行い、ファーストに対し本件差押債権の履行の請求を続けてきたが、ファーストは反対債権との相殺により本件差押債権は消滅しているとして、取立てに応じなかった。

本市は、平成28年11月18日付け文書により、期限までに履行しない場合には訴訟を提起する旨の予告を行った上で履行の請求を行ったものの、ファーストは取立てに全く応じず、もはや自主的な履行を期待することができない状況にあり、この状況を放置することは、本市の今後の税務行政に重大な支障を及ぼすこととなる。

よって、ファーストから本件差押債権の取立てを行うため、本件訴訟を提起する。

（理 由）

差押債権の取立てに係る訴えを提起するため、本案を提出する。